

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 29 年 7 月 20 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

お金がない。住む所がない状態で生活保護を受けないと生活ができません。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和4年1月18日	諮問
令和4年3月16日	審議（第65回第4部会）
令和4年5月13日	審議（第66回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。そして、同条3項は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている。

法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

#### (2) 保護の申請について

法24条は、1項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと定め、2項において、1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な資料を添付しなければならないと定める。そして、同条3項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請者に対して、書面をもってこれを通知しなければならないと定め、4項において、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないと定

める。

- (3) 法29条1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定等のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社等に、報告を求めることができるものとしている。

- (4) 被保護者に対する助言・指導

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11・1・(2)は、「要保護者が、自らの資産能力・・・等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」としている。

- (5) 資産の活用

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第3によれば、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。」とされており、例外である当該次の場合として、「1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも

保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの 5 社会通念上処分させることを適当としないもの」が挙げられている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3・問11の答によれば、保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金がある場合について、「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。」とされている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-24「保護開始申請時の保険解約の取扱い」（答）によれば、「解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするものに限り認められるものであり、貯蓄的性格が強いと思われる養老保険等の保有は認められない。

（貯蓄的性格が強くなくとも、下記に示す程度の保険料及び解約返戻金を超えるものについては保有は認められない。）」とされ、その程度は、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とされたい。」とされている。

(6) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものと認められる。

## 2 本件についての検討

これを本件についてみると、請求人は、本件申請書提出時において、直ちに活用できる資産として本件各保険資産を保有していたところ、処分庁は、本件申請書提出以前から、請求人に対し、口頭にて本件各保険契約を解約するよう再三にわたり助言・指導したにもかかわらず、請求人は当該助言・指導に従わなかったことが認められる。

そして、処分庁は、請求人が本件各保険資産の活用により最低生活の需要を満たすことができると判断した上で、保護の要件を欠くものとして申請を却下したこと（本件処分）が認められる。

以上の事実によれば、請求人は、本件各保険資産を活用すれば、保護を受けずして自らの生活を維持できるにもかかわらず、その活用を怠り又は忌避しているといえる。

したがって、処分庁が請求人には保護の要件を欠くものとして行った本件処分は、上記 1 の法令等の規定に則って行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

## 3 請求人は、上記（第 3）のとおり、生活保護を受けないと生活ができない旨主張している。

しかしながら、請求人は、本件申請時において、解約返戻金が総額 4, 319, 342 円に及ぶ本件各保険契約を保有しており、生活保護の受給に当たっては、まずは本件各保険契約を解約し、本件各保険資産を最低生活の維持に活用すべきであることから、請求人の主張には理由がない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子